

大和市国民健康保険税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年3月31日

大和市長 大 木 哲

大和市規則第26号

大和市国民健康保険税条例施行規則の一部を改正する規則

大和市国民健康保険税条例施行規則（昭和46年大和市規則第45号）の一部を次のように改正する。

附則第4項中「第20条第3項」を「第20条第2項」に、「第17条第11項」を「第17条第12項」に改め、「場合」の次に「（当該指示等により設定された対象区域等が解除され、又は再編されている場合を含む。）」を加え、「平成25年4月1日から平成26年3月31日まで」を「平成26年4月1日から平成27年3月31日まで」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、既に解除された緊急時避難準備区域及び特定避難勧奨地点に居住していた納税義務者の世帯で、被保険者の条例第3条に規定する基礎控除後の総所得金額等を合算した額が600万円を超える場合は、平成26年4月1日から平成27年3月31日までの納期に係る国民健康保険税の平成26年4月分から同年9月分までに相当する月割算定額を減免する。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。